経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）にあっては、構成員の１社以上が、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。）、次に掲げる①、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

単体有資格業者は、過去15年度間平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。）、次に掲げる①、③の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　橋梁下部工の基礎形式がニューマチックケーソンの工事で、圧気圧が2.5気圧以上の施工実績を有すること。

②　橋梁下部工の基礎形式が場所打杭または既製杭の施工実績を有すること。

③　沖縄県赤土等流出防止条例に基づく赤土等流出防止対策、又はそれと同等以上の水質汚濁防止対策の施工実績を有すること。なお、同等以上の水質汚濁防止対策とは、事業行為にともない降雨時に発生する赤土等の流出を防止するための発生源対策等があり、かつ濁水の排水基準浮遊物質量200㎎／Ｌ以下)が設定されている対策をいう。

ただし、上記①、③及び②、③は同一工事である必要はない。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑹　特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者及び代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②㋐　特定ＪＶの代表者は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。）、上記⑸①、③に掲げる工事（同一工事である必要はない）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、③の施工実績は構成員が有していれば、代表者は有していなくてもよい。

㋑　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。）、上記⑸②、③（同一工事である必要はない）に掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、③の施工実績は代表者が有していれば、構成員は有していなくてもよい。

㋒　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に(ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、上記⑸①、③に掲げる工事（同一工事である必要はない)の経験を有する者であること。

㋓　単体有資格業者は、過去15年度間（平成９年度～平成23年度）に（ただし、平成24年度に完成・引渡しが完了した工事を含む。)、上記⑸①、③に掲げる工事(同一工事である必要はない）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事（港湾空港関連を除く。)に係る経験である場合において、工事成績評定点の合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑺　沖縄総合事務局開発建設部（港湾空港関係除く。)発注工事で一般土木工事における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。

なお、特定ＪＶの構成員の一部が指名停止措置を受けた場合については、次により新たに競争参加資格の確認の申請を行うことができるものとする。

①　当該特定ＪＶの被指名停止会社以外の構成員については、被指名停止会社に代わる構成員を補充した上で、新たに特定ＪＶを結成し、特定ＪＶとしての認定（以下「認定」という。)及び競争参加資格の確認（以下「確認」という。)の申請を行うことができる。

②　①にかかわらず、残余の構成員は、被指名停止会社に代わる構成員を補充せず、単独で確認の申請を行うことができる。

③　①から②までの申請期限は、平成25年６月17日12時00分までとする。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者（出向元及び派遣元含む）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む)において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照。)。

⑾　総合評価方式に係る施工計画　企業の高度な技術力（ＶＥ提案）に関する技術提案が適切であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　競争参加資格確認のため、添付を義務づけた資料の添付がなく、記載内容の確認ができない場合は、書類不備により、参加資格の確認が出来ないとして失格とする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札の評価に関する基準　総合評価に関する評価項目は、次のとおりとするが詳細については、入札説明書による。なお、過度なコスト負担を要する提案（オーバースペック）の場合には、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

・企業の高度な技術力（ＶＥ提案）を評価する。

・施工体制評価（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）を評価する。

⑵　ＶＥ提案の審査　ＶＥ提案の審査の考査項目は、入札説明書による。

⑶　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知と併せて通知する。

⑷　入札の条件　競争参加資格の確認の通知において、ＶＥ提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、標準案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とする。

⑸　総合評価の方法

①　基礎点　入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められた場合には基礎点として100点を与える。

②　加算点　技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は入札説明書による。

③　施工体制評価点　施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。

なお、施工体制評価点の最高点は30点(品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

④　総合評価　価格及び技術資料等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、①、②及び③により得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。)をもって行う。